

日進市道路占用料条例の一部を改正する条例

令和 7 年 10 月 1 日
 条例 第 29 号

日進市道路占用料条例(昭和61年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)	占用物件の種類	区分	単位	占用料(単位円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990	第1種電柱		1本1年につき	950
	略			略			
	第1種電話柱	1本1年につき	880	第1種電話柱		1本1年につき	850
	略			略			
	その他の柱類	1本1年につき	88	その他の柱類		1本1年につき	85
	略			略			
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860	路上に設ける変圧器		1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,700
	郵便差出箱	1個1年につき	740	郵便差出箱		1個1年につき	720
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200	広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	2,400	
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1	37	法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1	36

号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線の線類	略
		その他のもの	長さ1メートル1年につき
		略	18
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき
			880

号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線の線類	略
		その他のもの	長さ1メートル1年につき
		略	17
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき
			850

		地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	530
		その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	1,100
	地下に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	660
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートル1日につき	22に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、22)
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1月につき	220
令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一ちであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	220
		その他のもの	表示面積	2,200

		地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	510
		その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	710
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートル1日につき	24に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、24)
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1月につき	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板(ア一ちであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積	2,400

	もの	1平方メートル1年につき	
略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	22に1.1を乗じて得た額（占用の期間が1月以上の場合は、 <u>22</u> ）
	その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22に1.1を乗じて得た額（占用の期間が1月以上の場合は、 <u>22</u> ）
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>
令第7条第2号に掲げるもの		占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
令第7条第3号に掲げるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第4号及		占有面積1平方メートル	<u>220</u>

	もの	1平方メートル1年につき	
略			
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24に1.1を乗じて得た額（占用の期間が1月以上の場合は、 <u>24</u> ）
	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24に1.1を乗じて得た額（占用の期間が1月以上の場合は、 <u>24</u> ）
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第2号に掲げるもの		占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号及		占有面積1平方メートル	<u>240</u>

び第5号 に掲げる もの		一トル1 月につき	
令第7条 第6号及 び第7号 に掲げる もの		占用面積 1平方メ 一トル1 月につき	180
令第7条 第8号に 掲げるも の	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に設 けるもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.009 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.025 を乗じて 得た額
令第7条 第9号に 掲げるも の	建築物	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.012 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.009 を乗じて 得た額
令第7条 第10号に 掲げるも の	建築物	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.009 を乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げるも の	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.012 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.022 を乗じて 得た額

び第5号 に掲げる もの		一トル1 月につき	
令第7条 第6号及 び第7号 に掲げる もの		占用面積 1平方メ 一トル1 月につき	170
令第7条 第8号に 掲げるも の	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下(当該路面下の 地下を除く。)に設 けるもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.014 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条 第9号に 掲げるも の	建築物	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.014 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.01 を乗じて 得た額
令第7条 第10号に 掲げるも の	建築物	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.023 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.01 を乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げるも の	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.014 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方メ 一トル1 年につき	Aに0.023 を乗じて 得た額

	その他のもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて 得た額
令第7条 第12号に 掲げるも の		占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げるも の	トンネルの上又は 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額
	その他のもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて 得た額
略			

	その他のもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて 得た額
令第7条 第12号に 掲げるも の		占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げるも の	トンネルの上又は 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて 得た額
	その他のもの	占有面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて 得た額
略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。